

春日井市職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の降任に関する希望を尊重し、職員の勤務意欲の向上及び組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、主査職以上の職にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気等の理由により職責を果たすことが困難である者
- (2) 家族の介護等家庭の事情により職責を果たすことが困難である者
- (3) 職責の増大によりその職責を果たすことが身体的又は精神的に困難である者

(降任の申出)

第3条 降任を希望する職員は、降任希望申出書（第1号様式）により所属長を経由して任命権者に提出するものとする。

(降任の承認等)

第4条 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、前条の申出があったときは、降任の適否を判定し、降任を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により降任の適否を決定したときは、その結果を降任（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）により、降任を希望した職員に通知するものとする。

(降任の効果)

第5条 降任は、次の各号に掲げる職にある者を、当該各号に掲げる職に任用することにより行う。

- (1) 部長級及び次長級の職 課長級の職

(2) 課長級の職 課長補佐級の職

(3) 課長補佐級の職 主査級の職

(4) 主査級の職 主任級の職

2 ただし、任命権者が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、2級以上下位の職務に降任させることができるものとする。

(降任の時期)

第6条 降任の承認を受けた職員の降任の時期は、前条第1項の規定により降任の承認した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が必要と認める場合は、この限りでない。

(降任後の号給)

第7条 降任後の当該職員の号給は、春日井市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年春日井市規則第3号）第23条の規定により決定する。

(降任職員の再度の昇任)

第8条 この要綱の規定により降任した職員は、降任を申出た理由が消滅し、昇任を希望するときは、希望降任申出理由消滅申出書（第3号様式）を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 前項の申出があった職員の昇任は、他の職員と同様に取扱うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、希望降任制度の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市職員希望降任制度実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市職員希望降任制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第3条関係）

降 任 希 望 申 出 書

年 月 日

任命権者

様

所属

職名

氏名

次のとおり降任を希望するので、春日井市職員希望降任制度実施要綱第3条の規定により申し出ます。

1 降任を希望する理由

2 降任後に希望する部署又は職務内容

第2号様式（第4条関係）

降任承認（不承認）通知書

年 月 日

所属

職名

氏名

様

任命権者

年 月 日付けで申出のあった降任希望については、次のとおり降任の申出を（承認・不承認）することに決定したので、春日井市職員希望降任制度実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

承認する

降任後の職名

降任後の級及び号給 級 号給

降任発令日 年 月 日

承認しない

承認しない理由

第3号様式（第8条関係）

希望降任申出理由消滅申出書

年 月 日

任命権者

様

所属

職名

氏名

私が、 年 月 日付けで申し出た希望降任については、次のとおり当該理由が消滅したので申し出ます。

理由